

## 刈り草・剪定枝等集積所管理業務委託仕様書

### 1 業務名称

刈り草・剪定枝等集積所管理業務

### 2 目的

本業務は、令和 8 年度に実施する一般廃棄物（刈り草・剪定枝等）処理業務が円滑に実施されるよう、刈り草・剪定枝等の集積所を適切に管理することを目的とする。

### 3 業務場所

大津市大石曾東町字大田 1092 番地 大田廃棄物最終処分場

### 4 業務期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 5 業務実施日及び時間

- (1) 令和 8 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までについては、土・日・祝祭日を除く、午前 8 時 40 分から午後 4 時 00 分までとする。
- (2) 令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までについては、火・金・土・日・祝祭日・年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)を除く、午前 8 時 40 分から午後 4 時 00 分までとする。

### 6 業務内容

- (1) 刈り草・剪定枝の管理業務(廃棄物の受入れ、保管、整理、積込み等の作業)
  - ア 廃棄物の受入れの際、搬入車両の安全が確保できるよう指示し、堆肥化処理ができないものを搬入しないよう指示すること。なお、市は、搬入業者に廃棄物を種類別に仮置くように指示する。
  - イ 集積所においては、ショベルローダー等の機材を使用し、刈り草・剪定枝等の廃棄物を整理し、集積スペースを確保すること。
  - ウ 処理委託業者が別途用意する運搬用コンテナに廃棄物を適切に積込み、円滑に収集運搬が行えるようにすること。
  - エ 廃棄物の搬入量及び搬入台数並びに運搬用コンテナへの積載状況について、随時市へ情報共有を行うこと。
  - オ 搬入された廃棄物のうち、薪等に有効活用が可能なものは、必要に応じてチェーンソー等で裁断の上、別途集積保管すること。
  - カ その他、一般廃棄物(刈り草・剪定枝等)処理業務が円滑に進むよう市に協力すること。

(3) 完成堆肥の配布関連業務

ア 完成堆肥を、市が別途用意する運搬用車両に、運搬中に飛散・脱落しない状態に積み込むこと。

イ 積み込みを行う日は、市が指定する。

7 その他

(1) 作業にあたっては、安全に十分考慮すること。

(2) 刈り草・剪定枝等の搬入者へ事故等が生じないように、現場誘導を行うこと。

(3) 作業終了後、刈り草・剪定枝等集積所の整理整頓を随時行うこと。

(4) 本業務に使用する機材等に故障等が生じたときは、代替品を用意し、業務に支障がないよう努めること。なお、故障等にかかる費用については、受託者の負担とすること。

(5) 現地作業月報を作成し、作業中の写真を添付して市に提出すること。

(6) 本業務における堆肥積み込み業務については、堆肥の積み込みの前と後の運搬車両の写真を撮影し、市に提出すること。

(7) 本仕様書に記載なき事項については、市と受託者と協議の上、決定するものとする。